

V O L V O

サプライ・パートナー 行動規範

2022年 | 第2号



はじめに

私たちが今日行う選択で、私たちが生きる明日の世界が決まります。気候変動、人口増加、都市化の流れによって、交通とインフラに対する情勢と期待は変わり続けています。私たちは、取り組むすべての行動において、気候、世界の資源、そして人々を保護する必要があります。

ボルボ・グループは、パリ協定の目標に向けて全力で取り組んでいます¹。私たちは2040年までに温室効果ガスの排出が実質ゼロのバリュー・チェーンを目指しており、科学的根拠に基づく2030年の目標を明確に定義しています。

ボルボ・グループは、公正、倫理的、かつ透明性のある方法で事業を行っています。私たちは、人権の尊重が事業成功の基盤を形成すると信じています。「適用範囲」セクションで定義するように、ボルボ・グループのサプライ・パートナーは、輸送およびインフラ・ソリューションを通じて豊かな社会づくりをするという私たちの使命と成功において不可欠な役割を担っています。

私たちは、すべてのサプライヤーがボルボ・グループ・サプライヤー行動規範の要件とアスピレーションをバリュー・チェーン全体に組み込み、共有し、推進させることを期待しています。

1 <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/the-paris-agreement>

目的

ボルボ・グループ・サプライヤー行動規範（以下、「サプライヤー行動規範」といいます）の目的は、すべてのボルボ・グループ・サプライ・パートナーがどのような最低限の持続可能性要件を満たすべきであり、どのようなアスピレーション（こころざし）が期待されるかを、以下それぞれの問題領域について定義することです。

- ・ 人材
- ・ 資源
- ・ 気候
- ・ ビジネス倫理

サプライヤー行動規範はボルボ・グループの持続可能性の目標²に基づいており、これにはボルボ・グループ行動規範とグループ・ポリシー³が含まれます。また、自動車業界の「Drive Sustainability」指針⁴、国連グローバル・コンパクト⁵、OECD多国籍企業ガイドライン⁶、国連のビジネスと人権に関する指導原則⁷、国連の国際人権規約⁸、国際労働機関（ILO）の8つの基本条約⁹、国連の子ども権利とビジネス原則¹⁰などの枠組みにも基づいています。

2 www.volvogroup.com/en/sustainability/sustainability-future.html

3 www.volvogroup.com/en/about-us/company-values/code-of-conduct-other-policies.html

4 www.drivesustainability.org/the-guiding-principles/

5 www.unglobalcompact.org/

6 www.oecd.org/corporate/mne/

7 www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr_en.pdf

8 www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights

9 www.ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm

10 <https://childrenandbusiness.org/>



適用範囲

サプライヤー行動規範は、サプライ・チェーン・パートナーとボルボ・グループとの合意に含まれる不可欠な構成要素です。

本サプライヤー行動規範の中で使用する用語「従業員」は、サプライ・パートナーに雇用される、またはサプライ・パートナーの業務に従事するすべての人を意味します。これには、フルタイムおよびパートタイム従業員、コンサルタント、契約社員、研修生、派遣労働者、移住労働者、上級管理職、管理職、取締役会などが含まれます。

サプライヤー行動規範の適用対象には、ボルボ・グループのなんらかの組織に商品やサービスを提供するすべてのサプライ・パートナーおよびその親会社、子会社、関連会社と、それらの会社に属する従業員および代理人が含まれます（以下、ここに定める適用対象を個別または集合的に「サプライヤー」といいます）。

持続可能性に関するサプライヤーのパフォーマンスと行動について、ボルボ・グループは、要件およびアスピレーションという2つのカテゴリをサプライヤー行動規範の問題領域ごとに定義しています。

✓ **要件** 要件とは、すべてのサプライヤーが遵守する義務を負う基本的事項です。要件に違反することはサプライヤー契約に違反することと見なされます。

🎯 **アスピレーション** アスピレーション（ところざし）とは、ボルボ・グループがすべてのサプライヤーに奨励する、基本的要件の範囲を超えた活動を指します。それらの活動は、本サプライヤー行動規範の問題領域において、サプライヤーの持続可能性に関するパフォーマンスと影響力をさらに高めるものです。

ボルボ・グループの一般要件

- ✓ サプライヤーは、サプライヤー行動規範のすべての要件を遵守し、アスピレーションを実践するために有意な努力を払うものとしします。
- ✓ サプライヤーは、自社のオペレーション全体および自社が直接利用するサプライヤーにおいて本サプライヤー行動規範のすべての要件が周知・遵守される状況を確認します。これは、正当な契約上の文言またはサプライヤー行動規範の完全実行によって保証されるものとしします。それに留まらず、サプライヤー各社には、直接の自社取引先だけでなく自社サプライ・チェーン全体に対して積極的に働きかけ、ボルボ・グループのサプライヤー行動規範に定められている要件およびアスピレーションと同様の基準を遵守するよう促すことが奨励されます。
- ✓ サプライヤーは要件とアスピレーションの両方を尊重しながら、誠実な態度でオペレーションを遂行し、事実およびデータの扱いについて透明性を保ちます。ボルボ・グループは、本サプライヤー行動規範に定められている問題領域に関する成果、動向、および改善の可能性について、常に率直な対話が続けることを求めます。
- ✓ サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の問題領域について、上級管理職の1名を遵守責任者に任命します。
- ✓ サプライヤーは、自社従業員の行動と適切な素行に関する規則を行動規範として定め、施行します。
- ✓ サプライヤーは、自社の施設内またはサプライ・チェーン内で要件違反が発生するリスクについて、適切に対応するための予防的・積極的措置をとります。
- ✓ サプライヤーは、すべての従業員と第三者が利用できる適切な苦情対応経路および是正メカニズムを用意し、提供することで、サプライヤーの業務に関する懸念や苦情の申し立て、および提言や改善のアイデア提起を、報復の恐れなしに行えるようにします。





法的コンプライアンス

本サプライヤー行動規範の対象となるすべての問題領域の基盤として、また、私たちとのあらゆる取引の基礎として、ボルボ・グループのサプライヤーには、適用されるすべての法律・規制を熟知して遵守すること、および、ボルボ・グループとの間で合意された契約条件を熟知して遵守することが要求されます。法的に必要なとされる許可、認定、ライセンス、登録、検査の各種証書、および関連する報告書は、すべて保持され、現状を反映した内容に保たれ、要求されれば検査のために提示できる状態に置かれるものとします。

現地の法律や規制が厳格でない場合も本サプライヤー行動規範の原則は適用されます。なんらかの特定の要件について、本サプライヤー行動規範、適用される法律、およびボルボ・グループとの合意のうち、いずれか1つまたは複数の規定がある場合は、それらの中でもっとも厳格な、最大の保護効果が得られる規定が適用されます。現地の法律と本サプライヤー行動規範に含まれる原則との間に直接的な矛盾がある場合は現地の法律が優先されますが、それにかかわらず、サプライヤーは本サプライヤー行動規範の意図を尊重する努力を怠ってはなりません。



マネジメント・システム

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範に含まれるすべての要素を監督するために、自社ビジネスの規模、複雑さ、リスク環境に見合った適切な管理システムを確立・維持するものとします。そのシステムには、自社経営陣からの公約、効果的なデュー・ディリジェンスおよびリスク・アセスメントの仕組み、ふさわしい人員への責任割り当て、および、本サプライヤー行動規範のすべての問題領域に関する監視・報告のメカニズムが含まれます。さらに、このシステムは継続的なレビュー、監視、改善体制（できれば第三者の認証に基づく体制）のもとで運用されます。

デュー・ディリジェンス

ここでのデュー・ディリジェンスとは、気候、資源、および人材に対するリスクと影響を特定、防止、軽減し、説明責任を果たすためのサプライヤーの継続的なリスク管理プロセスを指します。ボルボ・グループは、すべてのサプライヤーに、このサプライヤー行動規範の対象となる分野でデュー・ディリジェンスを実施することを義務付けています。サプライヤーのデュー・ディリジェンスの取り組みは、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス¹⁾、国連のビジネスと人権に関する指導原則などの国際基準に従うものとします。サプライヤーは会社の規模や状況に応じた形で、被害のリスクがもっとも大きい事項に注力しながら、自社の業務とそのサプライ・チェーンの影響も考慮するものとします。

継続的な改善

ボルボ・グループは継続的改善を重視しており、本サプライヤー行動規範の基準をサプライヤーの業務とサプライ・チェーンに取り入れる作業は、静的なプロセスではなく動的なプロセスであると認識しています。サプライヤーが本サプライヤー行動規範のすべての問題領域において前進する力を身につけるには、要件だけでなくアスピレーションにも真摯に取り組んで、両方を自社オペレーションとサプライ・チェーンに組み込むために努力し、継続的改善を重ねる道を模索していくことが重要であると、ボルボ・グループは考えます。



実施

本サプライヤー行動規範で述べている持続可能性パフォーマンスは、ボルボ・グループのサプライヤー認定・評価プロセスにおける重要な指標です。これを受け入れることは私たちと取引するために必要な前提条件です。ボルボ・グループのサプライヤーになると、それ以降、ボルボ・グループは必要に応じて、本サプライヤー行動規範の要件およびアスピレーションについて、自己評価質問票を用いて遵守状況を検証します。また、これについて現場監査を実施する権利を留保します。現場監査は、ボルボ・グループ従業員によって、またはボルボ・グループが任命する独立的な第三者機関によって実施されます。

サプライヤーが協力的でない場合や、本サプライヤー行動規範の要件違反に対処しない場合、また、必要な是正措置計画をすみやかに施行しない場合は、その状況がボルボ・グループとの取引量の減少につながることや、最終的には取引関係の終了につながる可能性があります。

本サプライヤー行動規範の解釈についての疑問や、ボルボ・グループのサプライ・チェーン全般の持続可能性に関する私たちのアプローチについての疑問がある場合は、supplier.sustainability@volvo.comにお問い合わせください。



人材

ボルボ・グループの製品は、人のために、人によって製造されており、私たちは人権の尊重が事業成功の基盤を形成すると信じています。

ボルボ・グループのサプライヤーは、国際的に認められた人権をすべて尊重し、すべての人に尊厳があるものとして人に接します。特に、サプライヤーの活動やオペレーションに関連する土着の人々、弱い立場に置かれた人々や社会から取り残されたグループ（子ども、立場の弱い女性、障害を持つ人々、移民、マイノリティ、難民など）、地域社会に対して、その権利を認識し、尊重することが重要です。

サプライヤーは、労働災害の発生を最小限に抑え、製品・サービスの品質、生産の安定性、従業員の定着率と士気を高めるために、安全で健康的な職場環境を提供するものとします。これには、サプライヤーの生産施設だけでなく、自社が提供する寮などの宿泊施設や、自社が従業員に提供するあらゆる種類の輸送手段も該当します。



現代の奴隷制と強制労働

✔ **（要件）** ボルボ・グループは、暴力・拘束・強制による労働や人身売買など、いかなる形態であっても、現代の奴隷制や強制労働を容認してはなりません。したがって、サプライヤーとその求人代行事業者は、移動の制限、採用手数料の徴収、身分証明書やパスポートの没収、賃金の不払い、虐待的労働条件、債務による束縛、暴力、その他の搾取や虐待に関与せず、また許容しません。

📌 **アスピレーション** サプライヤーには、現代の奴隷制や強制労働をサプライ・チェーン全体にわたって防止するために十分な内容のポリシーを定め、リスク意識を定着させ、リスク評価体制およびデュー・ディリジェンス・プロセスを整備することが奨励されます。

さらに、現代の奴隷制や強制労働の防止意識を高め、積極的な防止策を進めるために、求人代行事業者、非政府組織（NGO）、業界団体などのしかるべき関係者と協力して建設的な取り組みを行うことが奨励されます。

子どもの権利

✔ **（要件）** ボルボ・グループは児童労働を容認しません。したがって、サプライヤーはいかなる形態の児童労働もさせてはならず、個人の成長と教育に対する子どもの権利を尊重するものとします。就業可能な最低年齢は、義務教育が修了する年齢以上、かつ15歳以上です。

また、15歳から18歳までの若い従業員を、肉体的または精神的健康面、安全面、道徳面で害をなすおそれ大きいと考えられる業務に関与させることはできません。

📌 **アスピレーション** サプライヤーには、児童労働をサプライ・チェーン全体にわたって防止するために十分な内容のポリシーを定め、リスク意識を定着させ、リスク評価体制およびデュー・ディリジェンス・プロセスを整備することが奨励されます。このようなプロセスには、子どもの権利条約¹²に定められているように、サプライヤーまたはその下請業者で児童労働が見受けられた場合に状況に対処する改善計画を含めるなど、一般的な子どもの権利も含めます。

さらに、児童労働の防止意識を高め、積極的な防止策を進めるために、児童の権利に関する専門家、非政府組織（NGO）、業界団体などのしかるべき関係者と協力して建設的な取り組みを行うことが奨励されます。

労働時間と休暇

✓ **（要件）** サプライヤーは労働時間と休憩時間に関して、準拠法および団体交渉協定（該当する場合）を常に遵守するものとします。これには、時間外労働、年次休暇、傷病休暇、育児休暇、その他の休暇について適用される規制を遵守することが含まれます。サプライヤーの従業員によるすべての時間外労働は、自らの意志に基づくものとします。

ア **アスピレーション** 品質上・安全上の事故を防ぎ、従業員の身体的・精神的健康への負担を最小限に抑えるために、サプライヤーには、自社従業員のために合理的な労働時間スケジュールを維持することが奨励されます。また、労働時間と休暇に関するILO基準¹³を遵守することが奨励されます。



賃金と手当

✓ **（要件）** サプライヤーから自社従業員に対する賃金および手当の支払いについては、最低限、適用法および団体交渉協定を遵守するものとします。サプライヤーは従業員に対し、諸手当を含む雇用条件についての情報を、容易に理解できる形式と文言（たとえば、明文化された雇用契約書と適切なタイミングで発行される賃金明細書）で伝達します。賃金からの天引きは、適用法、規制、または団体交渉協定に規定がある場合に限り、それらの規定の範囲内に限り認められます。

ア **アスピレーション** サプライヤーの給与体系については、従業員のスキルと経験、およびその国の生活賃金水準が十分に反映され、従業員自身とその扶養家族の基本的なニーズが満たされ得るものを採用することが奨励されます。



13 <https://www.ilo.org/global/standards/subjects-covered-by-international-labour-standards/working-time/lang--en/index.htm>





差別禁止と公正な待遇

✓ **要件** サプライヤーは、従業員または求職者が持つ以下のような特性にかかわらず、常に尊厳と敬意をもって全員に接し、各人の職務遂行能力に基づいて公平な雇用機会と雇用条件を提供するものとします。

- ・ 性別、性自認、性別表現
- ・ 年齢
- ・ 国籍、人種、民族、肌の色、文化的出自
- ・ 宗教、信仰
- ・ 心身障害、遺伝的特徴、健康状態（妊娠を含む）
- ・ 性的指向
- ・ 組合への参加

サプライヤーは、屈辱的または身体的な罰や制裁を容認せず、また、言語的、心理的、身体的または性的な嫌がらせや虐待がいかなる従業員に向けられることも防止します

ア **アスピレーション** サプライヤーには、ダイバーシティーとインクルージョン（多様性と包容力）を積極的に増進し、あらゆる意味の人間の多様性を考慮した公平な待遇と労働条件を提供することが奨励されます。また、差別問題が社会全体に広がっている場合には、問題意識を醸成し、差別の根本原因を見極める積極的な活動を進めるために、非政府組織（NGO）や業界団体などのしかるべき関係者と協力して建設的な取り組みを行うことが奨励されます。

結社の自由と団体交渉

✓ **要件** すべての従業員は、労働組合の結成、加入または非加入、団体交渉、代表権の委任、および労働者協議会への加入を、現地の法律および国際条約に従って合法的に行う権利を有します。従業員は、労働条件やマネジメント慣行についての意見や懸念を、差別、脅迫または報復を恐れることなく公然と表明でき、マネジメント陣に伝達できるものとします。

結社の自由や団体交渉の権利が現地法によって制限されている場合、サプライヤーは、何らかの異なる形で従業員が代表者を立てること、結社を組むこと、交渉を行うことを認めます。

ア **アスピレーション** 就業の積極性を刺激するために、サプライヤーには、動機づけ、業績評価、報酬に関して従業員との社会的対話を積極的に行うことが奨励されます。

また、当該産業分野内または営業エリア内における雇用者と労働者との関係を維持するために、非政府組織（NGO）、業界団体、労働者代表などのしかるべき関係者と協力して建設的な取り組みを行うことが奨励されます。

健康、安全、福祉

✔ **要件** サプライヤーは、従業員が接触するおそれがある危険物（機械、機器、物質など）またはその他の化学的、生物学的、物理的薬剤などについて、適切な仕組みや予防的メンテナンスと安全な作業手順により、的確な識別、評価およびコントロールを行うものとします。化学製品に含まれる有害物質は、安全に取り扱い、輸送、保管、リサイクル、廃棄される必要があります。そのような手段によって危険性を十分にコントロールできない場合は、従業員に適切な防護用装備（応急処置用品の利用を含む）を提供します。

また、従業員を教育し、トレーニングして安全上の問題から守るために、安全に関する情報は全員に伝えるようにします。ボルボ・グループの施設で作業を行っている従業員を擁するサプライヤーは、現地のボルボ・グループの健康と安全のための習慣および手順について従業員が情報を受け取り、遵守していることを確認するものとします。

サプライヤーは、潜在的に発生し得る緊急事態の識別および評価を行えるように、適切な緊急対応手順を整えるものとします。緊急事態の対応計画、火災時の安全確保手順、対応手順（従業員通知・避難手順、従業員トレーニング、避難訓練を含む）を実施します。火災時の安全確保手順（実施する場合）は、定期的に現地当局のレビューと承認を受けます。

サプライヤーは、長時間の立位、座位、不適切な作業姿勢や持ち上げの位置、反復運動、身体的負荷など、従業員が人間工学的リスクにさらされる状況を特定、評価、管理、および軽減するものとします。

従業員は、清潔な無料飲料水、衛生的なトイレ設備、衛生的な食品調理・保管および食事用設備、適切な換気・照明・気温レベル、および許容可能な騒音・塵埃汚染レベル（該当する場合）の環境を容易に利用できなくてはなりません。宿泊施設が提供されている場合、サプライヤーは各従業員に、性別への配慮がなされた環境で個々に割り当てられたベッドを利用できる権利を提供する必要があります。



ア **アスピレーション** サプライヤーは、長時間の立位、座位、不適切な作業姿勢や持ち上げの位置、反復運動、身体的負荷など、従業員が人間工学的リスクにさらされる状況を特定、評価、管理、および軽減するものとします。サプライヤーは、職場を設計または再設計する際に関係する従業員と連携すること、および従業員の代表が参加する安全衛生委員会で職場における人間工学を扱うことが奨励されます。ボルボ・グループの施設で作業を行う従業員は、健康面や安全面に問題のある労働環境、またはその可能性のある労働環境を識別して報告し、ボルボ・グループの意識を促すことが奨励されます。

サプライヤーはまた、特にサプライヤーの施設で商品の積み降ろしを行うトラック運転手が清潔な無料飲料水、衛生的なトイレ、待機施設を容易に利用できるようにするなど、「Truck Transport Social Guidelines」（トラック輸送ソーシャル・ガイドライン）¹⁴ で述べられている基準を適用することが奨励されます。



資源

地球の資源は無限ではありません。したがって、すべての企業が、生産と消費の既存のパターンを再考する必要があります。地球の資源を大切にすることは、循環型のビジネス経済を実現し、ライフサイクル全体を通して環境資源の管理と材料の効率性を改善することを意味します。ここでいうライフサイクルには、原材料の調達、設計、生産、輸送・提供、使用、耐用期間経過後の処理、および最終処分の段階が含まれます。また、人権侵害、紛争、気候変動などの悪影響を引き起こすことなく、責任を持って材料を調達することも意味します。

ボルボ・グループのサプライヤーは、ボルボ・グループが事業を営む業界にとって重要なあらゆる材料に関して、責任あるサプライ・チェーン管理を行うものとします。特に、紛争地域や高リスク地域で産出される材料、水管理や懸念物質に関してこの方針を守ることは非常に重要です。廃棄物や汚染を出さない設計を立て、材料の使用を維持していくという循環型ビジネス・モデルを、サプライヤーは探求するものとします。



鉱物および材料の責任ある調達

📌 **要件** ボルボ・グループは、すべてのサプライヤーに対し、「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライ・チェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」¹⁵に従って適切なデュー・ディリジェンスを実施することを求めています。ボルボ・グループは、タンタル、スズ、タングステン、金（以下、「紛争鉱物」といいます）、およびコバルトについて、調達、抽出、取り扱いに特に注意する必要があります。サプライヤーは、ボルボ・グループからの要求に応じて、有効なCMRT（紛争鉱物報告テンプレート）やCRT（コバルト報告テンプレート）レポートを提出するものとします。また、サプライヤーは、自社製品の製造に使用されるこれらの鉱物について、人権侵害を行う武装グループの直接的・間接的な資金源や収益源になる方法、その他なんらかの形で直接的・間接的に人権侵害に加担する方法で調達されることを防止するためのポリシーおよびプロセスを実施します。ボルボ・グループはサプライヤーに対して、紛争鉱物とコバルトのサプライ・チェーンに属するすべての製錬所および精製業者を第三者による監査プログラムに積極的に参加させること、また、ボルボ・グループがそのような製錬所および精製業者に関する情報提供を求めた場合には求めに応じることを要求します。

サプライヤーはまた、その他の材料について、人権侵害や気候変動に直接的または間接的に関与しているとボルボ・グループによって特定された場合に、信頼性の高い方法でそのような材料の調達元や産地を判断するなど、適切なデュー・ディリジェンスを実施するものとします。

サプライヤーは、違法な森林伐採につながる鉱物または材料を直接的または間接的に調達してはなりません。また、すべての木材製品は、FSC¹⁶またはPEFC¹⁷の認証を取得しているプランテーションからの調達またはリサイクル木材、もしくはFLEGT制度¹⁸でライセンス取得済みのものでなければなりません。さらに、サプライヤーは、鉱物や材料の調達にあたって、深海底から採掘したり、土着の人々を尊重（事前に説明を受けて同意する権利を含む）せずに調達してはなりません。これには、上記の活動に直接または間接的に資金を提供することも含まれます。絶滅危惧種が使用された製品または絶滅危惧種に由来する製品はボルボ・グループに提供されないものとします。サプライヤーはIUCNレッド・リスト¹⁹によって「軽度懸念（LC）」に分類された種に由来する材料のみを使用できます。



📌 **アスピレーション** サプライヤーは、設計・製造プロセス全体で革新的なソリューションと材料の循環フローを模索し、原材料サプライ・チェーンに包括的な循環型のアプローチを取ることが奨励されます。私たちと業界が、共通の製品とサービスの包括的な持続可能性への影響の改善について評価することのできるイニシアチブとアイデアを、ボルボ・グループは歓迎します。

また、サプライヤーは、常に予防の原則に従い、環境リスクや健康関連のリスクにつながるおそれがある材料または方法を代替する適切な手段がある場合にはそれらを採用することが奨励されます。

ボルボ・グループはさらに、サプライヤーが生態系や生息地を含む生物多様性を考慮し、材料のサプライ・チェーン内で有害な土壌改変を回避することを奨励しています。ボルボ・グループは、陸と深海の両方の生物多様性、生態系、生息地への影響を理解して改善するために、対象分野の専門家や科学者、非政府組織などの関連する利害関係者と建設的に関わるサプライヤーを歓迎します。

15 <https://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>

16 <https://fsc.org/en/forest-management-certification>

17 <https://www.pefc.org/>

18 <https://www.flegtlicence.org/forest-certification>

19 <https://www.iucnredlist.org/>





循環型経済と廃棄物処理

✓ **要件** 直線型消費から循環型クローズド・ループ・システムに向かう業界の変革を実現するため、サプライヤーは継続的に説明責任を示し、国際的に認められた循環原則に従って、ボルボ・グループに提供される製品（梱包を含む）の循環型ビジネス・モデルを最適化し探求するよう努めるものとします。

サプライヤーは、自社のオペレーション、製造プロセス、衛生設備から発生する液体および固形廃棄物のモニタリング、トラッキング、処理を行い、改善と廃棄物最小化の機会を促進するものとします。

サプライヤーは、ボルボ・グループのパッケージング基準（たとえば、非複合材料や現地にリサイクル市場が確立している材料の活用）に沿って、ボルボ・グループへの納入後に廃棄物となる梱包材の組成をモニタリング、トラッキング、文書化するものとします。

🔗 **アスピレーション** サプライヤーは、循環型への変革の旅路とビジネスの継続的な最適化に向けた取り組みにおいて、循環型Rフレームワークに基づいて材料と鉱物に焦点を当て、循環型のプロアクティブな設計に特に注力することが奨励されます。Rフレームワーク²⁰とは、回収 (Recover) とリサイクル (Recycle) から再製造 (Remanufacture)、再利用 (Reuse) を経て、削減 (Reduce)、拒否 (Refuse) へと続く循環型アクティビティのレベルを定義するものです。

ボルボはさらに、革新的な循環型ビジネス・モデルを奨励し、サプライヤーが製品の使用段階を拡張および最適化していくよう促すことで、製品の再利用性を最大限に高めます。

次の優先順位に従う基本方針に基づいた廃棄物処理体制の導入が奨励されます。(1) 予防、(2) 削減、(3) 再利用、(4) リサイクル、(5) エネルギー回収、(6) エネルギー回収を伴わない焼却、(7) 安全かつ環境に配慮した方法での埋め立てまたは廃棄。

²⁰ Potting, 他 (2017年) から引用しています), https://www.researchgate.net/figure/The-9R-Framework-Source-Adapted-from-Potting-et-al-2017-p5_fig1_320074659

水管理

✔ **要件** 水は希少な天然資源であり、今後さらに不足していくと予想されています。したがって、サプライヤーは、水の消費の改善・削減機会を促進するうえで自社がコントロールしたり影響を与えたりできる要素を特定するために、水の消費量をモニタリング、トラッキング、および文書化するものとします。水は責任を持って使用および処理される必要があります。これは、水不足の影響を受けている地域のサプライヤーや水消費量の多いサプライヤーにとってもっとも重要なことです。

サプライヤーはさらに、適用される現地の法的要件に従って、自社のオペレーションによるすべての廃水を最小レベルまで処理および洗浄するものとします。

🎯 **アスピレーション** サプライヤーは、資源としての水の保護、水利用効率の改善、消費の削減、廃水排出の責任ある処理による良好な水質の維持に関する方法について明確な目標を掲げ、長期的な水管理戦略を実施することが奨励されます。

サプライヤーはさらに、安全で回復力のある水供給への影響（生物多様性と生態系への相互影響など）を理解して改善するために、水管理の専門家や非政府組織などの関連する利害関係者と建設的に関わることを奨励されます。

懸念物質

✔ **要件** サプライヤーは、ボルボ・グループに納入される製品に含まれる潜在的に有害な物質およびその他の重要材料を特定および言明し、ボルボ・グループからの要求に応じて、そのように特定された懸念物質の排除および段階的廃止に積極的に取り組むものとします。

ボルボ・グループに納入する製品やサービスに含まれる物質および重要材料は、リストに準拠し、ボルボ・グループ規格100-0002、100-0003、および100-0005（通称、ボルボ・ブラック・リスト、グレイ・リスト、レッド・リスト）に記載されている要件（その改正を含む）²¹を満たしている必要があります。

懸念物質および重要材料のトラッキングとフォローアップを行うために、ボルボ・グループに納入されたすべての部品と材料について、設計日、部品・材料の用途に関係なく、スペア・パーツと顧客への適応を含め、材料データ・シート（MDS）の登録を期限内に行うことが義務付けられています。

🎯 **アスピレーション** サプライヤーは、ボルボ・グループと積極的に協力して、懸念物質の使用を減らし、循環型社会を実現するために、可能な限り懸念物質を段階的に廃止することが奨励されます。

21 こちらから参照できます。 <https://www.volvogroup.com/en/suppliers/our-supplier-requirements.html>



気候

温室効果ガスの排出と気候変動は現代の最大の課題の1つです。ボルボ・グループは、低炭素経済への移行の重要性を認識し、安全で清潔な環境が人生を十分に楽しむために不可欠であることを理解しています。これらの課題に取り組むために、ボルボ・グループは、サプライヤーがUNFCCCパリ協定の目標に向けた私たちの旅路に加わり、2040年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするための変革において業界をリードすることを期待しています。

サプライヤーは、環境を保護し、サプライ・チェーンを含む産業活動からの環境フットプリントを最小限に抑えることで負の影響を軽減するものとします。サプライヤーには、環境に関する違反行為や苦情申し立てを系統的に処理することと、必要な場合には、関係する従業員や外部の利害関係者（ボルボ・グループを含む）にそれらを伝達することが期待されます。



実質ゼロのサプライ・チェーン

✓ **要件** サプライヤーは遅くとも2040年までに温室効果ガス (GHG) の排出実質ゼロのオペレーションとサプライ・チェーンを確立するものとします。この目標を達成するために、すべてのサプライヤーは、UNFCCC パリ協定によって提示された1.5度のシナリオに従って、自社のオペレーションおよび物流システム、スコープ1および2のGHG排出量を削減するため、最小かつ最初のステップとして暫定目標と計画を策定して実施するものとします。

この計画は、サプライヤーの基幹事業に関連し、関連する業界のイニシアチブに貢献するものとします。サプライヤーは、そのような計画の進捗状況をモニタリング、トラッキング、および文書化し、ボルボ・グループからの要求に応じて、排出削減計画の結果と進捗状況を含め上記に沿ったGHG排出量についてオープンかつ透明性を保つものとします。

🎯 **アスピレーション** 2040年までにGHG排出量実質ゼロのサプライ・チェーンを確立するためのサプライヤーの取り組みにおいて、ボルボ・グループは、温室効果ガス (GHG) プロトコル事業者排出量算定報告基準²²で定義されているように、サプライ・チェーン全体とスコープ1、2、および3に対して科学的根拠に基づく目標

を設定することをサプライヤーに奨励します。また、これらの目標をSBT (科学的根拠に基づく目標) イニシアチブ²³によって検証することも奨励しています。サプライヤーのサプライ・チェーン実質ゼロ・ロードマップの緩和レベルは、(1) エネルギー効率によるGHG排出の排除と最優先事項としての新しい概念と技術の導入、(2) 化石資源によるGHG排出をバイオ系のGHG排出に置き換える、(3) 他のすべてのオプションが使い果たされたときの最後の手段としての補償または中和活動という順番で始めることが望まれます。

ボルボ・グループはさらに、サプライヤーが設計および製造プロセス全体で革新的なソリューションと材料の循環フローを模索し、気候への影響を軽減するための包括的な循環型アプローチを取ることを奨励しています。私たちと業界が、共通の製品とサービスの包括的な気候への影響の改善について評価することのできるイニシアチブとアイデアを、ボルボ・グループは歓迎します。

ライフサイクル分析 (LCA) や環境製品宣言 (EPD) など、サプライヤーの製品とサプライ・チェーンに関する品質が保証されたカーボン・フットプリント情報は、ボルボ・グループが歓迎する重要な気候関連情報です。

²² <https://ghgprotocol.org/corporate-standard>

²³ <https://sciencebasedtargets.org/>

エネルギー消費

✔ **要件** エネルギー消費は気候変動の大きな要因です。GHG排出量実質ゼロのサプライ・チェーンという課題を克服するために、ボルボ・グループはすべてのサプライヤーに、エネルギー消費をモニタリングして削減し、事業および物流システムで再生可能エネルギー源や代替エネルギー源の使用を促進することを求めています。

サプライヤーの責任の下で風車やソーラー・パネルなどの再生可能エネルギー源を調達または確立する場合は、地域社会および土着の人々の権利（事前に説明を受けて同意する権利を含む）を常に考慮し、尊重する必要があります。

ア **アスピレーション** エネルギー消費を最小限に抑える取り組みと並行して、ボルボ・グループはサプライヤーに電力源としてもっとも低炭素の代替エネルギーを選択することを奨励します。電気や冷暖房の場合、これは、石炭、天然ガス、石油などの化石燃料を除外し、現場で、または購入した証明書などを通じて再生可能エネルギー源に切り替えることを意味します。

サプライヤーは、明確な科学的根拠に基づくエネルギー消費削減目標を設定し、これらの目標をSBTイニシアチブによって検証することが奨励されます。



ビジネス倫理

ボルボ・グループはサプライヤーに対し、最高水準の清廉潔白さを旨とすること、業務および取引関係のすべてを常に誠実かつ公正に遂行することを要求します。ボルボ・グループは、お客様やその他ビジネス・パートナーとの信頼関係を築くためには、適用される法的要件を遵守して公正に事業を営むことが不可欠と考えており、サプライヤーにおいても、特に以下の問題領域に関して、同様の事業遂行方針を持つことを要求します。

ビジネスの健全性

✓ **要件** サプライヤーは、すべての取引において最高水準の清廉潔白さを常に保ち、ボルボ・グループから求められた場合には社内構造の詳細情報を開示するものとします。

利益相反：サプライヤーはオープンかつ透明性のある方法で事業を行い、客観的かつ専門的な意思決定を妨げる可能性のある利益相反を回避するものとします。その目的のため、サプライヤーは、ボルボ・グループ従業員またはボルボ・グループと契約を結んだプロフェッショナルにサプライヤーの事業との個人的な利害関係やサプライヤーとの経済的な結びつきが発生した場合、状況を開示する必要があります。同様に、サプライヤーは、ボルボ・グループの顧客と提携している政府関係者によってサプライヤーに保持されている所有権または金銭的利益があればボルボ・グループに報告する必要があります。

贈収賄防止：サプライヤーは、直接的であれ間接的であれ、どのような形の贈収賄や汚職についても関与、承認、または容認することはできません。また、民間や公共の第三者を相手として、ビジネスの獲得や維持、またはなんらかの優遇的な扱いを目的として不適切な利益を提供することや受け取ることはできません。サプライヤーはまた、ボルボ・グループにいかなる形であれ不適切な利益を提案してはなりません。ここでいう不適切な利益には、現金だけでなく、就業機会、ひいき、旅行、便宜に対する心付け、債務返済の約束、または不当な贈答や接待も含まれる場合があります。

守秘義務と知的財産権：サプライヤーは、適用法およびボルボ・グループの契約条件に従って、ボルボ・グループの機密情報および知的財産権を尊重し、誤用、取り扱い、偽造、盗難、詐欺または不適切な開示から保護するものとします。

ア **アスピレーション** サプライヤーには、なんらかの情報マネジメント戦略を導入することが奨励されます。これには、ビジネスの健全性に関して適切なレベル、しきい値、記録を確実に適用するためのポリシーを策定することが含まれます。また、自社の従業員と外部の第三者のために、匿名で不正行為の問題提起を行える内部告発プロセスを導入することが望まれます。

サプライヤーには、効果的な腐敗防止コンプライアンス・プログラムを導入し、ビジネス・パートナーと関わる前にデュー・ディリジェンスを実施するためのリスクベースのプロセスなどを定めて、ビジネス・パートナーとなる可能性があるすべての相手について潔白性、品位、適合性、信用の調査・評価を行えるようにすることが奨励されます。



公正競争

✔ **要件** サプライヤーは、公正取引、競争、独占禁止に関して適用されるすべての法律および規制を尊重・遵守するものとします。生産または流通チェーンのいかなるレベルにおいても、反競争的な話し合いや反競争的な申し合わせ（違法な価格据え置き、市場の分け合い、顧客の分け合い、その他の違法不法な制限的行為）はいっさい行えません。

🎯 **アスピレーション** サプライヤーには、すべての自社関連会社組織を対象として、全社またはグループ全体の公正競争について定めたコンプライアンス・プログラムを実施することが奨励されます。

個人情報保護

✔ **要件** サプライヤーは、いかなる個人情報を託された場合もそれを保護し、悪用を防ぐために適切な措置を講じるものとします。個人情報を収集、保存、使用、処理、または共有する際には、個人情報保護に関して適用されるすべての法律と、ボルボ・グループとの契約条件に従い、遵守する必要があります。

🎯 **アスピレーション** プライバシーを脅かすものを発見し、その脅威やリスクに対処するために、サプライヤーにはリスク評価プロセスを実施することが奨励されます。

情報セキュリティ

✔ **要件** サプライヤーは、ボルボ・グループの情報を保護し、その機密性、完全性、および可用性を保護するための適切な措置を講じるものとします。サプライヤーは、ISO/IEC 27000または同等のものなど、監視プロセスを含むサイバーセキュリティの国際的なベスト・プラクティスに従って、ボルボ・グループの情報を侵害、サイバー攻撃、またはサイバーインシデントから保護するものとします。

🎯 **アスピレーション** サプライヤーは、情報セキュリティ管理システムとサイバーセキュリティ・ガイドラインを導入することが奨励されます。これには、自己評価と、内部および外部の脅威に対する耐性テスト、サイバーセキュリティに関する社内トレーニングの実施、サイバー攻撃やサイバーインシデントに備えた緩和計画が含まれます。

サプライヤーはさらに、ISO/IEC 27001または同等の認証・レポートなど、一般に認められている情報セキュリティ認証で適格性を証明することが奨励されます。



V O L V O